



愛媛県報

平成17年 3月 8日 火曜日 第1639号

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	247
解除予定保安林.....	247
林業用種苗生産事業者の変更登録.....	247
林業用種苗生産事業者の登録の失効.....	248
林業用種苗生産事業者の登録の抹消.....	249
海砂利年間採取認可総量の決定.....	249

道路の区域変更（県道壬生川丹原線）.....	249
道路の供用開始（ " ）.....	250
道路の区域変更（県道川之江大豊線）.....	250
道路の区域変更（一般国道 317号）.....	250
道路の供用開始（ " ）.....	251

任 免 辞 令

名本 治.....	251
-----------	-----

告 示

○愛媛県告示第 493 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成17年 3月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人北辰会 まなべ病院	曾 我 進 司	西条市氷見丙477番地	平成 17年 3月 1日
視 覚 障 害	眼 科	医療法人沖繩徳洲会 宇和島徳洲会 病院	尾 崎 孝 次	宇和島市住吉町二丁目 6 番24号	"
"	"	住 友 別 子 病 院	増 田 環	新居浜市王子町 3 番 1 号	"
聴覚・平衡・音声、言語又は そしやく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人 愛 媛大学医学部附属 病院	木 村 美 佳	東温市志津川	"

○愛媛県告示第 494 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 3月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
西予市三瓶町周木字池ノ浦 8 番耕地 372 の 6、8 番耕地 372 の 7、8 番耕地 372 の 8、字長谷 8 番耕地 375 の 4、字ツバイ網代 8 番耕地 414 の 1、8 番耕地 415 の 5、字荒網代 8 番耕地 417 の 3
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 495 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第 1 項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録変更の届出があった。

平成17年 3月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更に係る事項

生産事業者

武知明、宇都宮良市、曾根和儀、出水清志、堀井一男、菅野ナカエに係る次の事項

生産事業者の住所

事業所の所在地

生産事業に係る種苗の採取または育成の場所

2 変更の内容

武知明

生産事業者の住所

変更前 喜多郡長浜町大字白滝甲 298 - 17

変更後 大洲市白滝甲 298 - 17

事業所の所在地・

生産事業に係る種苗の採取または育成の場所

変更前 喜多郡長浜町大字白滝

変更後 大洲市白滝

宇都宮良市

生産事業者の住所

変更前 喜多郡内子町大字大瀬末 282 番地

変更後 喜多郡内子町大瀬東3555

事業所の所在地・

生産事業に係る種苗の採取または育成の場所（苗木）
 変更前 喜多郡内子町大字大瀬
 変更後 喜多郡内子町大瀬東
 曾根和儀
 生産事業者の住所
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川2852番地
 変更後 大洲市肱川町宇和川2852番地
 事業所の所在地
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川
 変更後 大洲市肱川町宇和川
 生産事業に係る種苗の採取または育成の場所
 種穂
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川
 変更後 大洲市
 苗木
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川
 変更後 大洲市肱川町宇和川
 出水清志
 生産事業者の住所
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川 735 番地 2
 変更後 大洲市肱川町宇和川 735 番地 2
 事業所の所在地
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川
 変更後 大洲市肱川町宇和川
 生産事業に係る種苗の採取または育成の場所
 種穂
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川
 変更後 大洲市
 苗木

変更前 喜多郡肱川町大字宇和川
 変更後 大洲市肱川町宇和川
 堀井一男
 生産事業者の住所
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川2185番地
 変更後 大洲市肱川町宇和川2185番地
 事業所の所在地
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川
 変更後 大洲市肱川町宇和川
 生産事業に係る種苗の採取または育成の場所
 種穂
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川
 変更後 大洲市
 苗木
 変更前 喜多郡肱川町大字宇和川
 変更後 大洲市肱川町宇和川
 菅野ナカ工
 生産事業者の住所
 変更前 喜多郡肱川町大字大谷3840番地
 変更後 大洲市肱川町大谷3840番地
 事業所の所在地
 変更前 喜多郡肱川町大字大谷
 変更後 大洲市肱川町大谷
 生産事業に係る種苗の採取または育成の場所
 種穂
 変更前 喜多郡肱川町大字大谷
 変更後 大洲市
 苗木
 変更前 喜多郡肱川町大字大谷
 変更後 大洲市肱川町大谷

○愛媛県告示第 496 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。

平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
131	石 尾 春 夫	喜多郡内子町大字大瀬未23		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
132	徳 山 求	喜多郡内子町大字大瀬未15		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
133	中 本 茂 彌	喜多郡内子町大字大瀬未42		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
135	徳 本 義 雄	喜多郡内子町大字大瀬未33		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
137	西 岡 康 男	喜多郡内子町大字大瀬未616		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
139	丸 見 義 則	喜多郡内子町大字大瀬未199		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
145	富 岡 彌 太郎	喜多郡内子町大字内子甲356	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字内子
146	宇都宮 久 雄	喜多郡内子町大字大瀬未282		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬

147	溜 水 義 宗	喜多郡内子町大字大瀬未485 - 2		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
148	谷 岡 富士男	喜多郡内子町大字大瀬未631		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
149	高 藤 重 吉	喜多郡内子町大字大瀬寅214		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
152	宮 崎 満寿隆	大洲市平野町平地2945		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		大洲市平野町平地
153	武 知 幸 男	喜多郡長浜町大字白滝甲298 - 17		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡長浜町大字白滝
283	内山森林組合	喜多郡内子町五百木186 - 2		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大瀬東
326	徳 田 富 重	喜多郡内子町大字大瀬甲8390		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
331	西 岡 政 志	喜多郡内子町大字大瀬未616番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬

○愛媛県告示第 497 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づく次の生産事業者の登録を抹消した。
平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住 所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
134	篠 崎 近 信	喜多郡内子町大字大瀬甲5213		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
138	高 岡 一 夫	喜多郡内子町大字大瀬未341	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
140	上 岡 進	喜多郡内子町大字大瀬子16	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字大瀬
144	栗 田 久 男	喜多郡内子町大字内子甲167	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		喜多郡内子町大字内子
150	大 藤 三 重	大洲市平野町平地3401		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		大洲市平野町平地
334	西 村 政 行	大洲市菅田町宇津甲1521番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		大洲市菅田町宇津

○愛媛県告示第 498 号

愛媛県海砂利採取認可要綱（昭和55年12月1日制定）第3条第1項の規定により、平成17年度の海砂利に係る年間採取認可総量を次のとおり決定した。
平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 平成17年度の海砂利に係る年間採取認可総量
2,731,000立方メートル
- 知事は、平成17年度においては、1の年間採取認可総量の範囲内で砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可をするものとする。

○愛媛県告示第 499 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川丹原線	西条市周布667番9地先から 同市周布727番5地先まで	旧	メートル 16.0~20.5	キロメートル 0.293	
			新	16.0~20.5	0.293	

○愛媛県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川丹原線	西条市周布667番9地先から 同市周布727番5地先まで	平成17年3月8日

○愛媛県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立乙548番1から 同町馬立乙551番1まで	旧	メートル 7.6~12.7	キロメートル 0.050	
			新	9.2~27.7	0.050	
"	"	四国中央市新宮町馬立乙551番1	旧	6.6~8.0	0.055	
			新	22.6~39.0	0.055	
"	"	四国中央市新宮町馬立乙551番1	旧	6.1~11.1	0.070	
			新	25.8~36.2	0.070	
"	"	四国中央市新宮町馬立乙549番3	旧	7.1~13.9	0.097	
			新	19.6~27.7	0.097	
"	"	四国中央市新宮町馬立乙549番1	旧	6.7~11.2	0.126	
			新	10.4~29.1	0.126	
"	"	四国中央市新宮町馬立乙572番1	旧	6.9~10.9	0.042	
			新	15.0~22.0	0.042	
"	"	四国中央市新宮町馬立乙572番1	旧	8.0~13.1	0.070	
			新	10.6~26.0	0.070	

○愛媛県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	今治市吉海町名4609番1地先	旧	メートル 14.0~16.2	キロメートル 0.020	
			新	14.0~20.0	0.020	

○愛媛県告示第 503 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	今治市吉海町名4609番 1 地先	平成17年 3 月 8 日

任 免 辞 令

○任免辞令

2月1日

主任業務員 名 本 治

死亡

